

福津市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

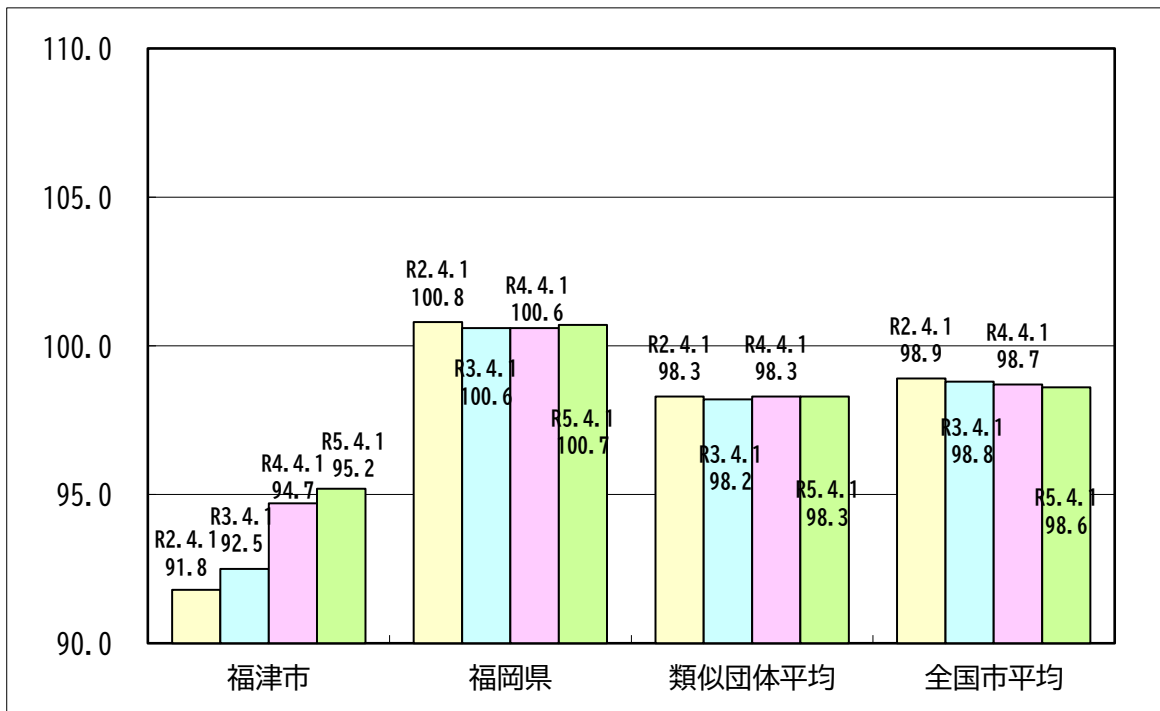
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参 考) 3年度の人件費率
4年度	67,851 人	28,735,944 千円	592,831 千円	3,051,839 千円	10.62%	9.99%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	319 人	1,162,898千円	320,063千円	490,459千円	1,973,420千円	6,186千円	6,066千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全国地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員分布の変動による上昇

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、人材確保の観点から1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸引下げなし。高齢者層については、50歳台後半層における官民の給与差を考慮して3級以上の級の高位号俸を最大4%程度引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準10%に対し、福津市においては10%を支給。

（実施時期） 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は5%、給与改定後は平成27年4月に遡し7%、平成28年4月1日から8%、令和2年4月1日から8.5%、令和4年4月1日から10%を支給。

（参考）

	平成28年度の支給割合		平成28～31年度の支給割合	令和2～3年度の支給割合	令和4～5年度の支給割合
	4月1日時点				
国基準による支給割合	5%	7%	10%	10%	10%
福津市の支給割合	5%	7%	8%	8.5%	10%

③その他の見直し内容

特になし

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福津市	42.0 歳	299,975 円	394,529 円	354,831 円
福岡県	41.8 歳	317,060 円	408,007 円	356,998 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.6 歳	310,260 円	401,078 円	356,435 円
市平均	42.1 歳	315,844 円	402,039 円	356,542 円

※「令和5年地方公務員給与実態調査」より（各自治体が公表する数値と異なる場合がある）

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福津市	— 歳	3 人	— 円	— 円	— 円
うち調理員（保育所）	— 歳	3 人	— 円	— 円	— 円
福岡県	57.6 歳	337 人	319,805 円	368,250 円	346,981 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	— 円	329,178 円
類似団体	52.3 歳	17 人	321,114 円	373,492 円	352,981 円
全地方公共団体平均	51.9 歳	— 人	308,339 円	345,316 円	— 円

③小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福津市	49.4 歳	369,017 円	427,719 円
福岡県	42.7 歳	358,425 円	404,718 円
類似団体	41.7 歳	312,527 円	364,544 円
全地方公共団体平均	41.6 歳	350,661 円	408,593 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		福津市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	191,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	158,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	170,900 円	152,300 円	— 円
	中学卒	—	140,000 円	— 円
小・中学校（幼稚園）教育職	大学卒	196,200 円	213,900 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(注) 福津市及び国は改定後の額、福岡県は改定前の公表額

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

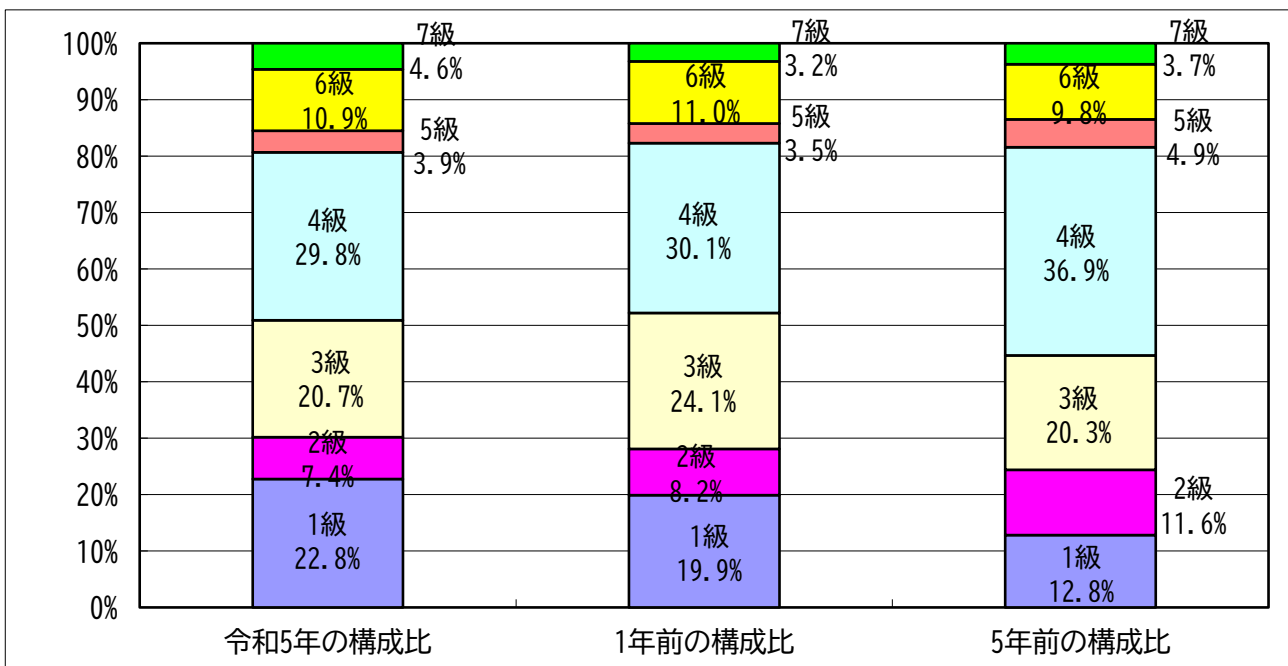
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,750 円	345,643 円	367,814 円	406,720 円
	高校卒	247,500 円	323,650 円	330,100 円	369,900 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
小・中学校（幼稚園）教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

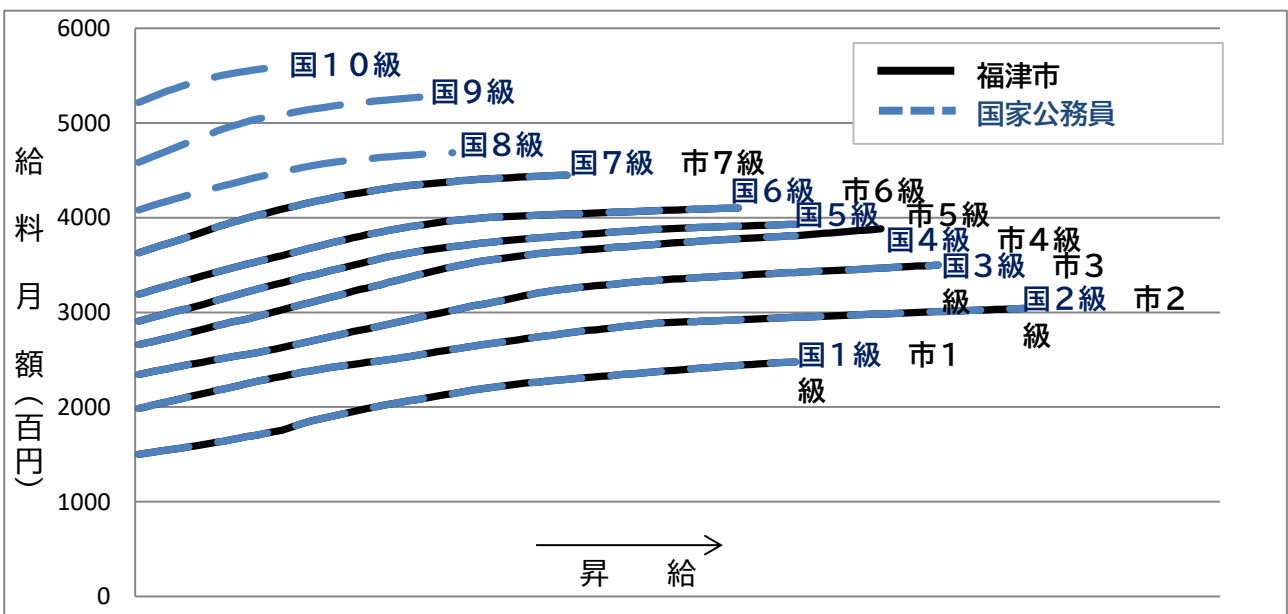
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、司書	65人	22.8%	162,100円	249,400円
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事、司書	21人	7.4%	208,000円	305,200円
3級	(1)主任の職務 (2)特に高度の知識又は経験を必要とする司書	59人	20.7%	240,900円	351,000円
4級	係長及び主査の職務	85人	29.8%	271,600円	389,300円
5級	館長、主幹及びこれに相当する職務	11人	3.9%	295,400円	394,000円
6級	課長、局長、室長、参事及びこれに相当する職務	31人	10.9%	323,100円	411,300円
7級	部長、議世事務局長及び理事の職務	13人	4.6%	365,500円	446,200円

- (注) 1 福津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（福津市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福 津 市	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,483 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,592 千円	（未公表）
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.0 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.0 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.0 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ☐管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価への活用状況（福津市）

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

福 津 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年等	（支給率）	自己都合	勸奨・定年等
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	なし	あり	その他の加算措置	なし	あり
1人当たり平均支給額	4,420 千円	23,584 千円	1人当たり平均支給額	（未公表）	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績（令和4年度決算）		134,206 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		363,702 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
福津市	10 %	369 人	10 %

(4) 特殊勤務手当

支給実績（令和4年度決算）		248 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		14,565 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		4.6 %		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和4年度決算	左記職員に対する支給単価
市税等滞納整理手当	右記の業務に従事した職員	市税等一般財源収入の滞納整理を行うため滞納世帯等を訪問	12 千円	1日につき400円
生活保護業務手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法に定める業務を行うため家庭等を訪問	236 千円	1日につき400円
感染症防疫手当	右記の業務に従事した職員	感染症防疫の作業	0 千円	1日につき3,000円
死亡人処置手当	右記の業務に従事した職員	行路死亡人又は変死人の処置	0 千円	1体につき5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	99,250 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	316 千円
支給実績（令和3年度決算）	85,676 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	273 千円

（注） 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 … 6,500円 子 … 10,000円 配偶者以外の扶養親族 … 6,500円 特定期間の加算（満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子） … 5,000円	同じ	—	27,279 千円	235,160 円
住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃額に応じ、28,000円を限度に支給。	同じ	—	27,520 千円	275,195 円
通勤手当	【交通機関等利用者】 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額を支給（片道2km未満のものを除く）。 【自動車等の交通用具利用者】 距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給（片道2km未満を除く）。	同じ	—	13,737 千円	59,728 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に定額で支給。 【支給月額】 館長などは41,000円、課長などは53,000円、部長などは、65,000円	異なる	定額支給 (139,300円～46,300円)	31,053 千円	633,735 円
休日勤務手当	祝日等における正規の勤務時間に対して支給。 $\text{勤務1時間当たりの給与額} \times 135 / 100 \times \text{勤務時間}$	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。（広域異動手当、研究員調整手当が含まれる。）	4,189 千円	28,497 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	850,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 455,000 円	
	副 市 長	701,000 円 () 円	885,000 円 / 547,600 円	
報酬	議 長	464,000 円 () 円	737,000 円 / 366,000 円	
	副 議 長	414,000 円 () 円	653,000 円 / 294,000 円	
	議 員	388,000 円 () 円	591,000 円 / 266,000 円	
期末手当	市 長	(令和4年度支給割合)	1.625月分	(6月期)
	副 市 長		1.675月分	(12月期)
			3.30月分	(合 計)
退職手当	市 長	(令和4年度支給割合)	1.625月分	(6月期)
	副 市 長		1.675月分	(12月期)
			3.30月分	(合 計)
退職手当	市 長	給料月額×510/100×勤続月数/12 任期ごと ※ 1期の手当額(見込)・・・ 17,340千円		
	副 市 長	給料月額×300/100×勤続月数/12 任期ごと ※ 1期の手当額(見込)・・・ 8,412千円		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

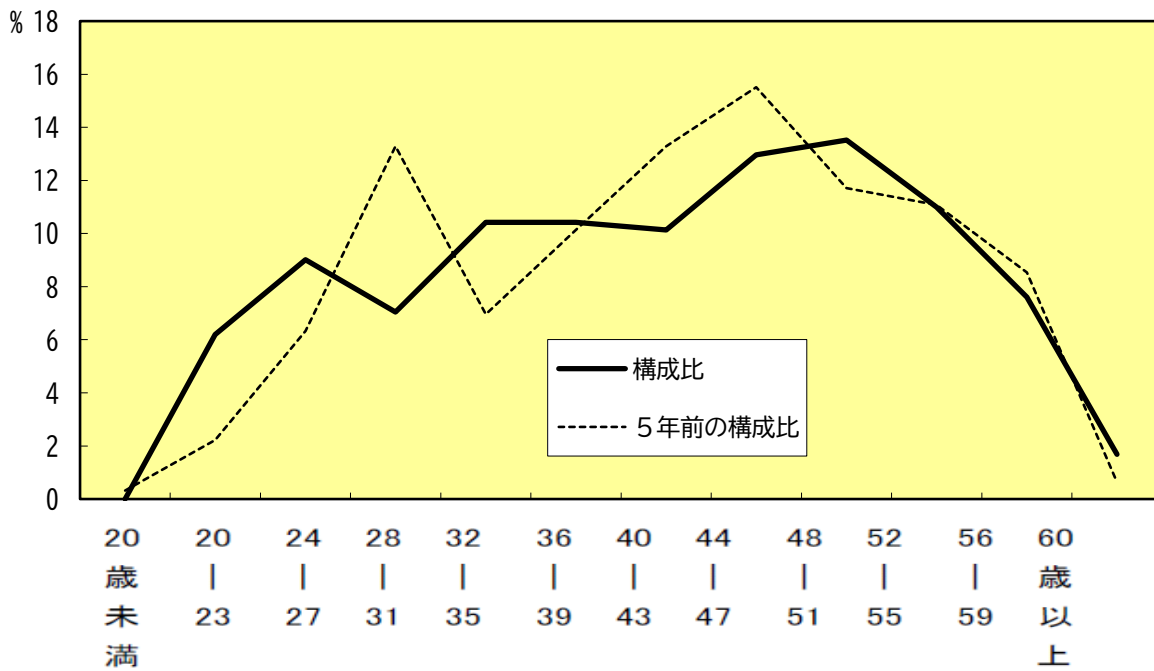
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和4年		
普通 会計 部門	議 会	5	5	0	機構改革による部署増 機構改革による部署増
	総 務	80	75	5	
	税 務	23	23	0	
	労 働	—	—	—	
	農 林 水 産	12	12	0	
	商 工	11	10	1	
	土 木	22	23	▲ 1	
	民 生	68	64	4	
	衛 生	40	41	▲ 1	
	計	261	253	8	
教育部門	58	56	2	育休代替職員の増	
消防	0	0	0		
小 計	319	309	10	<参考> 人口1万当たり職員数 46.65人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.15人)	
会計等 公営 企業	水 道	3	3	0	
	下 水 道	9	9	0	
	そ の 他	24	24	0	
小 計	36	36	0		
合 計	355 [357人以下]	345 [339人以下]	10	<参考> 人口1万当たり職員数 51.92人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である(育休代替職員および任期付職員を含む<令和5年 36人、令和4年 31人>)
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	人	22人	32人	25人	37人	37人	36人	46人	48人	39人	27人	6人	355人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政		229	236	241	242	242	261	32 (14.0 %)
教育		50	56	55	55	55	58	8 (16.0 %)
消防		1	1	-	-	-	-	- (- %)
普通会計計		280	293	296	297	297	319	39 (13.9 %)
公営企業等会計計		36	39	40	40	36	36	0 (0.0 %)
総合計		316	332	336	337	333	355	39 (12.3 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

■ 勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間

勤務時間	午前8時30分から午後5時00分まで 1日7時間45分、1週間38時間45分
週休日	土曜日、日曜日

※職場により、上記と異なる場合があります。

2. その他の勤務条件

(1) 休暇

休暇の種類	事由	取得期間	給与の有無
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	(1) 医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日または時間 ・結核性疾患 最大 1年 ・その他の疾患 最大 90日 (任命権者が特に必要と認める疾患最大180日) (2) 労働安全衛生法第68条の規定により就業を禁止した期間	有給
特別休暇 (主なもの)	職員の分べん	産前8週間(多胎妊娠14週間)、産後8週間	有給
	職員の出産補助	連続または分割して2日の範囲内	
	職員の結婚	連続する7日の範囲内	
	子の看護休暇	一の年において、子一人につき5日の範囲内	
	ボランティア休暇	一の年において、5日間の範囲内	
介護休暇	配偶者、父母、子などで負傷、疾病、または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	規則に定める期間内において必要と認める 配偶者、父母 10日 子 5日など	無給
		介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間	

(2) 育児休業

種類	内容	取得期間	給与の有無
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が休業することができる制度	産後休暇終了日の翌日から子が3歳に達する日までのうち、職員の請求に基づく期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が休業や短時間勤務することができる制度	条例で定める勤務形態 例) 1週間当たりの勤務時間 19時間25分、24時間35分など	
部分休業		勤務時間の始めまたは終わりにおいて、2時間を超えない範囲内で30分単位	

■ 分限および懲戒処分の状況

1. 分限処分

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図るため、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。分限処分には、降給、休職、降任、免職の4種類があります。

2. 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、任命権者がその職員の責任を追及して行なう処分であり、公務における規律と秩序の維持を目的として行なわれる不利益処分のことです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

(令和4年度実績)

分限処分の状況		懲戒処分の状況	
内 容	人 数	内 容	人 数
降 給	0 人	戒 告	0 人
休 職	9 人	減 給	0 人
降 任	0 人	停 職	0 人
免 職	0 人	免 職	0 人

■ サービスの状況

地方公務員法では、サービスの根本基準を「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない（地方公務員法第30条）」と定めています。この根本基準の具体的規定として、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「営利企業等の従事許可」といったサービス上の義務が定められています。

営利企業などの従事許可の状況（令和4年度実績）

区分	件数
営利目的の会社などの役員の地位を兼ねること	2 件
自ら営業を目的とする私企業を営むこと	1 件
報酬を得て事業や事務に従事すること	3 件

■ 研修および勤務成績の評定の状況

1. 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の公務能率の発揮および増進を目的に任命権者から組織的かつ計画的に行われています。このことは、地方公務員法の中にも規定され、市では「福津市職員研修計画」に基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。

主な研修計画には、以下のものがあります。

自己啓発	自主研究グループ活動支援
職場内研修	新規採用職員等研修 人権教育・啓発のための研修 メンタルヘルス研修 など
職場外研修	福岡縣市町村職員研修所 「階層別研修」「選択研修」「課題研究」「特別研修」 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー） 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー） など

※職場外研修受講者数

（令和4年度実績）

福岡縣市町村職員研修所	「階層別研修」	74人
	「選択研修」	29人
	「課題研究」	—
特になし	「特別研修」	1人
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）		2人
全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）		3人

2. 勤務成績の評定

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。市では、全職員を対象に評価制度を導入していますが、「福津市人材育成基本方針」を改定し、人事評価制度も見直しているところです。

■ 福祉および利益の保護の状況

1. 安全衛生管理

職場の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために労働安全衛生法等に基づく、産業医や衛生委員会を設置し、安全衛生管理体制を整備する等して、その実現に努めています。

2. 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業主責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行なうため、対象となる職員には定期健康診断やストレスチェック等を実施しています。

※健康診断等受診者数 (令和4年度実績)

定期健康診断	471人
--------	------

3. 福津市職員互助会 (会員数 338人：令和4年4月1日現在)

職員互助会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的としており、会員の掛金及び市の助成金などで運営しています。

※主な事業

健康増進事業	各種スポーツ大会の実施、健康パラダイス等利用促進事業 など
慶弔給付事業	(一社)福岡県市町村福祉協会へ加入
その他福利厚生事業	研修旅行助成事業、厚生部助成事業、清掃ボランティア活動 など

※会費及び市助成金・負担金 (令和4年度決算)

会費 (互助会・福祉協会)	5,547,640円
市助成金 (互助会)	468,743円
市負担金 (福祉協会)	4,186,439円
公費補助率	45.6%
1人あたり公費負担額	13,772円

※338人 (令和4年4月1日現在)

4. 公務災害補償

公務災害等の認定状況 (令和4年度実績)

公務災害	通勤災害	計
3件	0件	3件

■ 公平委員会からの業務の状況報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合は、公平委員会は必要な審査を行い、事案を判定し、市の機関に対し必要な勧告をしなければなりません。

令和4年度実績	0件
---------	----

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合は、公平委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行いません。

令和4年度実績	0件
---------	----